

新型コロナウイルス感染症に係る公費支援について

新型コロナ治療薬や入院医療費の自己負担分についての公費支援は令和6年3月末で終了し、4月からは**通常の医療体制**での対応となります。

令和6年3月31日まで

令和6年4月以降

コ
ロ
ナ
治
療
薬

- ・一定の自己負担を求めつつ公費支援を継続
- ・自己負担の上限額は、医療費の自己負担割合に応じて段階的に、
1割の方：3,000円
2割の方：6,000円
3割の方：9,000円とする

入
院
医
療
費

- ・高額療養費自己負担上限額から、原則1万円を減じた額を自己負担額の上限とする



- 新型コロナウイルス治療薬の薬剤費および入院医療費の**公費支援は終了**し、他の疾病と同様に、医療保険の自己負担割合に応じた通常の患者負担へ
- 医療保険における高額療養費制度が適用されることにより、所得に応じて一定額以上の自己負担が生じない取扱いへ

高額療養費制度については「[こちら](#)」からご覧ください。

